

## 令和7年第10回教育委員会会議議事録

### 1 開催日時

令和7年8月26日(火) 午後3時00分～午後4時3分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

教育長	笹原 敏文
教育委員 教育長職務代理者	小尾 一彦
委 員	岩谷 史人
委 員	東 みどり
委 員	國安 環
事 務 局 教育部長	石田 晋一
学校教育課長	酒井 貴範
生涯学習課長	谷口 英将
給食センター所長	守屋 敦史
図書館長	川瀬 真由美
忠類ナウマン象記念館長	添田 雄二
総務係長	小野 敦
学校教育係長	甲谷 英司
学校教育推進員	喜多 敦
学校教育推進員	袴田 孔

### 4 議 事

承認第6号 専決処分した事件の承認について

(令和7年8月18日付け一般教職員人事異動の内申について)

議案第47号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第48号 令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第49号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について

議案第50号 令和8年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第51号 令和8年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第52号 令和8年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

議案第53号 令和6年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について

議案第54号 令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について

議案第55号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**笹原教育長** ただ今から、令和7年第10回幕別町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮ります。本会議の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、会期は、本日一日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番、岩谷委員、3番、國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認でありますか、令和7年第9回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告でありますか、本日の事務報告はありませんので、早速、議件に入ります。

日程第5、承認第6号、「専決処分した事件の承認について（令和7年8月18日付け一般教職員人事異動の内申について）」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、

日程第6、議案第47号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、同会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、

日程第7、議案第48号、「令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求について」と、

日程第8、議案第49号、「第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について」は、同会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**笹原教育長** 秘密会を解きます。

**笹原教育長** 次に、日程第9、議案第50号、「令和8年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」と、日程第10、議案第51号、「令和8年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」と、日程第11、議案第52号、「令和8年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」は関連がありますので、一括して説明を求めます。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 議案第50号「令和8年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

小中学校用教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」と「同法施行令」の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。現在、小学校において使用する教科用図書につきましては、令和6年度から使用しており、来年が3年目となります。

令和8年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、令和5年8月8日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、令和6年度から使用している教科用図書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

次に、議案第51号「令和8年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」、ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

中学校において使用する教科用図書は、小学校と同様に、法令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。

現在、中学校において使用する教科用図書につきましては、令和7年度から使用しており、来年が2年目となります。令和8年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、令和

6年8月7日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、令和7年度から使用している教科用図書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

次に、議案第52号「令和8年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。議案書の10ページをお開きください。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条において、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書以外の教育用図書、いわゆる一般図書を使用することができると規定されております。

令和7年7月29日開催の第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしましたとおりですが、議案書中段枠内にありますように、「学校教育法附則第9条に規定する小学校及び中学校の特別支援学級において使用することができる教科用図書については、『令和8年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料<令和7年6月 北海道教育委員会 作成>』の全ての図書を採択する。」というものであり、児童生徒個々の障害に応じて教科用図書を使用できるよう、幅広く採択するものであります。

なお、この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は、他の教科書と一緒に採択し、各学校において、実際の児童生徒の障がいの程度や実態に応じ、その中から選定することで、とり進めていくものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。初めに、お諮りいたします。議案第50号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第50号は、原案のとおり可決しました。

次にお諮りいたします。議案第51号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第51号は、原案のとおり可決しました。

次にお諮りいたします。議案第52号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第52号は、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第53号、「令和6年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」、説明を求めます。

**教育部長（石田 晋一）** 議案書の11ページをご覧ください。議案第53号、「令和6年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」、ご説明申し上げます。

令和6年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価につきまして、別紙のとおり、報告書を作成しましたので、幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検、評価及び公表に関する規則第2条第2項の規定に基づき、幕別町議会に報告書として提出するとともに、教育委員会事務局等において閲覧に供するとしてあります。

それでは、お手元に配付しています議案第53号別紙の報告書をご覧ください。

表紙をめくりまして、裏面に「はじめに」と記載していますが、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会は、事務の管理・執行状況につい

て、毎年、点検・評価を実施することが義務付けられたところであり、下段の囲み枠になりますが、改正法の第26条第1項において、この報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されておりすることから、毎年、9月の町議会定例会に本報告書を提出するとともに、役場庁舎等において、公表をしているところであります。

それでは、11ページをお開きください。これ以降は、事務事業ごとに評価をした事務事業評価シートを掲載しております。様式は昨年度と同様でありますと、一番上の囲みに、款・項・目の予算区分、事務事業名、総合計画の位置付けなどを記載しています。

次に、その下の枠、「事業概要」の項目では、事業目的や事業内容、そして令和6年度の取組内容を記載しています。

次に、その下の「実施結果」の項目は、評価指標にあたるもので、一番左の欄に記載のとおり、1段目の活動指標の部分については、先ほどの事業概要のうち「今年度の取組内容」について、具体的にどのような活動をしたかを、目標と実績、そして達成率を三ヵ年分数値化し記載しております。二段目の成果指標については、上の活動指標にあたる活動により、事業目的の達成に対してどのような成果があったか、同じく目標と実績、そして達成率を三ヵ年分記載しております。

そして、一番下段の枠には、過去3年間の事業費と財源内訳などを記載しています。

次のページをお開きください。「評価」の項目になりますが、左の欄に記載のとおり妥当性、有効性、効率性の3つの観点で、それぞれ0から5点までの範囲で評価点数をつけるとともに、それぞれ白抜きの枠内に「評価の理由」を記載しています。

次に、中段の枠には、「現状と課題」を記載するとともに、その右側に前年度の評価結果を表記しております。

次に、一番下段の「改善」の項目になりますが、さきほどの評価の合計点数によって、方向性区分の欄に最終評価として、Aの「現状どおり継続」から、Eの「事業全体を休・廃止」まで、区分に応じて評価が記載され、その右の欄に、実施結果や評価を踏まえた今後の対応策について記載しております。本年におきましては新規事業がなかったことと、評価が変更になった事業が3事業であり、この3事業について、私から一括して説明させていただきます。評価がBの事務的な改善が必要からAの現状どおり継続に変更になった3事業あります。

1点目、55ページをお開きください。「社会教育総務事務事業」になりますが、◎の一つ目「事業概要」の今年度の取組内容は、記載の6点になります。

次のページをお開きください。下段の「実施結果や評価を踏まえた今後の対応策」になりますが、「各団体への補助金については、今後においても継続し、青少年の健全育成の推進に努める」としております。

次に2点目、89ページをお開きください。「芸術・文化公演事業」になりますが、「事業概要」の今年度の取組内容は、記載の3点になります。

次のページをお開きください。下段の「実施結果や評価を踏まえた今後の対応策」になりますが、「町民の文化、芸術活動の推進に向け、今後も団体への支援を継続し活動の促進を図る」としております。

最後の3点目、101ページをお開きください。「スポーツ推進事業」になりますが、「事業概要」の今年度の取組内容は、スポーツ推進委員会主催によるスポーツイベントの他記載のとおりであります。

次のページをお開きください。下段の「実施結果や評価を踏まえた今後の対応策」になりますが、「幅広い年齢の方がスポーツを楽しみ健康増進を図れるよう各種教室を開催しており、引き続き参加者が増加するよう魅力のある企画を検討する。」としております。

ただいま説明いたしました事務事業評価シートのほかに、報告書には、昨年同様に資料等を添付しており、113ページから142ページまでは資料等を143ページから149ページまでは、関連する規定等を添付しております。

最後になりますが150ページをご覧ください。本報告書をまとめるにあたり、点検及び評価の客觀性を確保する観点から、これまで同様、学識経験者として、町長部局の部長職をはじめ、東十勝退職校長会会長、中札内高等養護学校幕別分校校長、町P T A連合会会長、社会教育委員長、計9名の皆さんに書面による意見の提出をお願いしております。

いただいた意見としては、1から3は評価についてのご意見であり、1につきましては、「町の人口減が進む中、公民館や町民会館、ふるさと館、ナウマン象記念館、集団研修施設こまはた、百年記念ホールなどの各種教育施設について利用頻度や必要性等から再編統合を検討する時期に来ているのではないかと思います。」で、この意見に対する町教委の考え方としましては、「ご指摘のあった教育施設に限らず町の公共施設全体の在り方について、今後の利用頻度や必要性を総合的に勘案して再編統合等について検討してまいります。」としております。

2つ目の意見としましては、「小中学校の児童生徒数の減少に伴う小規模化が進む中、学校毎のスケートリンク造成やプール設置は統合集約してスクールバス輸送にすべきと思います。」で、この意見に対する町教委の考え方とつまでは、「今後の児童生徒数の将来推計を把握した上でスケートリンク造成やプール設置の在り方について検討してまいります。」としております。

3つ目の意見とつまでは、「小中学校のスポーツ振興に関わって各種事業実施、施設整備維持、補助金の支出等充実した施策が実施されていると思います。今後の方向性として、各小中学校で行われている少年団活動や部活動をどうするのか、義務教育学校も含めて具体化する時期に来ているのではないかと思います。」で、この意見に対する町教委の考え方としましては、「部活動の地域展開については、今後も『幕別町部活動地域移行検討委員会』を中心に議論を重ね、少年団活動も含めて、在り方について検討してまいります。」としております。

その他のご意見として、「点検評価として、内部的にはすべての評価を行うことになりますが、外部の意見は政策的事業に絞ってはどうでしょうか。」で、この意見に対する町教委の考え方としまして、「町で実施している外部評価の実施内容を踏まえて、意見聴取の方法等について研究してまいります。」としております。

以上、ご説明申し上げました報告書につきましては、本日ご審議をいただいたのち、9月3日開会の第3回町議会定例会に提出する予定であり、その後、教育委員会事務局、役場庁舎、支所、出張所、図書館等で閲覧できるようにするほか、町のホームページにおいて公表することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**岩谷委員** 31ページの「スクールバス運行事業」の財源について、令和6年度以降、財源は空欄となつてますが、財源はなかつたのでしょうか。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 令和4年度、5年度におきましては、スクールバスの更新がありましたので補助金と地方債が充当されております。令和6年度におきましては、スクールバスの更新がなかつたことから補助金等の財源は充当されておりません。

**岩谷委員** 次に、35ページの「学校給食センター給食提供事業」の財源について、まちづくり基金繰入金が令和6年度だけ充当されていませんが、事業費が前年度より増えているにも関わらず、財源がないものなのでしょうか。

**給食センター所長（守屋 敦史）** まちづくり基金を充当するかどうかは財政部局の考えであります。

**岩谷委員** 次に、63ページの「しらかば大学開催事業」について、事業の対象が「60歳以上の町民」となっていますが、定年年齢の引き上げ等により将来的に65歳に引き上げるべきではないでしょうか。そして、学生数の実績はいずれも目標の学生数に到達していないという点で、目標人数を下げた方が良いのではないのでしょうか。

**生涯学習課長（谷口 英将）** 対象年齢について、近年、60代の方は定年延長等もあり仕事をしていたり、自分の時間ができて生活に若干の余裕があり、こうした事業に参加できる方というのが限られてきている状況です。60代の在校生は少なく、70代からの在校生が増えてきている状況ですので早急に見直す考えではありませんが、学生の活動状況を見ながら考えていきたいと思います。

**岩谷委員** 次に、75ページの「ナウマン象記念館発掘等体験講座事業」についてですが、成果目標の発掘等体験講座事業で回数以外に参加人数も入れた方が良いのではないのでしょうか。

**忠類ナウマン象記念館長（添田 雄二）** 次年度から参加人数も加えるよう検討します。

**岩谷委員** 次に、77ページの「ナウマン象記念館維持管理事業」の財源に入館料収入の記載がありませんが、ふるさと館や集団研修施設こまはたは入館者数の記載があり、入館料収入の項目もあるため、ナウマン象記念館も統一した方が良いのではないのでしょうか。

**忠類ナウマン象記念館長（添田 雄二）** 次年度から修正しようと思います。

**岩谷委員** 次に、83ページの「図書館蔵書整備事業」の蔵書点数の計算についてですが、前年度の蔵書点数と今年度の購入点数を足して除籍点数を引くと、今年度末の蔵書点数になるのかと思いましたが、計算が合わないので計算方法を教えてください。

**図書館長（川瀬 真由美）** 蔵書点数には寄贈図書も含まれるため一致しません。

**岩谷委員** 次に、99ページの「スポーツ団体活動支援事業」の裏面の「現状と課題」で段階数ではなく、団体数ではないでしょうか。

**生涯学習課長（谷口 英将）** ご指摘のとおりですので、修正します。

**笹原教育長** 他に質疑はありませんか。

（ありません）

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第53号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第53号は、原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第54号、「令和7年度『全国学力・学習状況調査』の結果公表について」、説明を求めます。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 議案第54号、「令和7年度『全国学力・学習状況調査』の結果公表について」、ご説明申し上げます。議案書の12ページをお開きください。

本調査につきましては、平成19年度から実施されており、今年度は令和7年4月17日（中学校理科は、令和7年4月14日（月）～令和7年4月17日（木）の間）に実施いたしました。まず、議案書13ページの※1をご覧ください。

小学校は6年生、中学校は3年生を対象に行われ、小学校では、国語、算数、理科、中学校では、国語、数学、理科の教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する質問紙調査を実施しております。

なお、それぞれ理科については、3年おきに調査しており、中学校の理科については、IRTスコアを利用しています。IRTスコアについては、※2にありますとおり、単純な正答数ではなく、問題の難易度や解答パターンを考慮して受験者の能力を評価する指標であり、500を基準として算定されるものであります。テスト問題の難易度が考慮されているため、複数回、継続的、経年的な学力評価が可能となるものであります。

次に、別紙の、右上に議案第54号別紙と記載の「令和7年度『全国学力・学習状況調査』結果」をご覧ください。

調査結果につきましては、本年7月31日に、文部科学省が調査結果を公表しましたことから、その内容を報告するものであります。

表の上段は小学校6年生、表の下段は中学校3年生の結果であり、網掛け部分は本町の状況を示しています。

まず、表の上段の小学校6年生につきまして、国語の「平均正答率」は全国を下回りましたが、全道と同じであり、算数の「平均正答率」は全国を下回りましたが、全道を上回る結果となりました。また、理科の「平均正答率」は、全国、全道を上回る結果となりました。

続いて、表の下段の中学校3年生につきましては、国語の「平均正答率」は全国を下回りましたが、全道と同じであり、数学の「平均正答率」は全国、全道を下回る結果となりました。また、理科の「平均IRTスコア」は、全国、全道を上回る結果となりました。

次に、前回との比較でありますが、別紙の次のページ、『全国学力・学習状況調査における幕別町の平均正答率平均IRTとの比較』をご覧ください。平均正答率が全国、全道と比較し、同じ又は上回るものは○で示し、下回るものは▲で示しております。

まず、小学校6年生の国語は、前年度、全国、全道比較とともに上回っていましたが、今回、全国比較で下回っています。算数につきましては、令和3年度から変わらず、全国比較では下回っていますが、全道比較では上回っています。理科につきましては、前回調査の令和4年度の全国比較で下回っていましたが、今回では、全国・全道比較とともに上回っています。

中学校3年生の国語は、平成30年度から、全国、全道比較とともに上回っていましたが、今回、全国比較で下回っています。数学は、前年度、全道比較で上回っていましたが、今回、全国、全道ともに下回る結果となっております。理科につきましては、今回、平均IRTスコアでの比較となりますが、前回調査の令和4年度と変わらず、全国、全道比較とともに上回っています。議案書の12ページにお戻りください。

続いて、結果公表のあり方についてであります。本調査の結果公表につきましては、文部科学省において、平成26年度から各市町村教育委員会のそれぞれの判断で、当該調査に関する実施要領に定める配慮事項を考慮したうえで、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能としております。

しかしながら、本町の結果公表につきましては、これにとらわれず、教育上の影響等を踏まえ、従来から平均正答率等の数値を用いず、広報紙を利用して、文章表現で小学校及び中学校の成績や傾向の説明により、これまで公表してきたところであります。

さらに、文部科学省においては、調査結果の公表について令和6年度も同様の取扱いとすることとされておりますが、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面はあるものの、調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であることや学校の序列化や過度な競争が生じること、また、小規模校では個人が特定されるおそれがあることが懸念されるところであります。

これらを踏まえ、本町におきましては、令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表も、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果についても、平均正答率等の数値を用いず、文章をもって成績や傾向の説明を行うこととするものであります。

以上が、令和7年度の「全国学力・学習状況調査」の結果と、公表についての説明になります。

なお、公表の具体的な手法としましては、議案第54号別紙の3ページ目をご覧下さい。

「広報まくべつ10月号イメージ」でありますと、10月号の広報紙に掲載する予定でありますことをご承知おきいただきたいと思います。

現段階における広報の原稿ではありますが、ご覧のとおり、教科に関する調査結果等については、文書表現になるものであります。

最後に、今回お示しいたしました市町村別の数値、学校別の数値は教育委員会会議及び校長会議等の内部資料としての取扱いになりますので、特段のご留意をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第54号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第54号は、原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第55号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**笹原教育長** 秘密会を解きます。

議案については、以上となります。この他、皆さんから何かございませんか。

(ありません)

**笹原教育長** 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これをもちまして、令和7年第10回幕別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。